

別記様式（第7条、第9条関係）

令和²年4月16日

生駒市議会議長 中谷尚敬様

会派名 市民ネット
代表者の氏名 吉波伸治



令和元年度政務活動費に係る収支報告書等について

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、別紙のとおり
令和元年度政務活動費収支報告書等を提出します。

別紙

令和元年度政務活動費収支報告書

会派名 市民ネット

代表者の氏名 吉波伸治

1 収入 政務活動費 300,000円

2 支出

項目	金額	備考
調査研究費	円	
研修費	円	
広報費	370,674円	市議会だより
広聴費	円	
要請・陳情活動費	円	
会議費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
人件費	円	
事務所費	円	
合計	370,674円	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額 0円

政務活動費金銭出納簿

令和元年度

月/日	整理番号	項目区分	摘 要	収入金額	支出金額	差引残高
6A25日			政務活動費	120,000		120,000
10A25日			政務活動費	180,000		300,000
3月27日	1	広報費	市議会だより(2020年3月議会速報)印刷代		178,900	121,100
3月30日	2	同上	市議会だより(2020年3月議会速報)折込料		191,774	-70,674
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
合 計				300,000	370,674	-70,674

(注) 政務活動費から支出した経費のみを記入して下さい。

政務活動費項目区分別金銭出納簿

[項目区分] 広報費 使途基準表の項目区分を記入

令和元年度

月/日	整理番号	支出区分	摘要	支出金額	支出累計額
3月27日	1	広報紙・印刷料	市議会だより(2020年3月議会速報)印刷代	178,900	178,900
3月30日	2	広報紙・折込料	市議会だより(2020年3月議会速報)折込料	191,774	370,674

- (注) 1. 支出した経費を項目別に記入して下さい。
2. 整理番号には、政務活動費金銭出納簿と同じ番号を記入して下さい。

政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 広報費

[出納簿整理番号] 1、2

整理番号
[/]

領収証

No.02446

市民ネット 吉波 様

金額

¥178,900

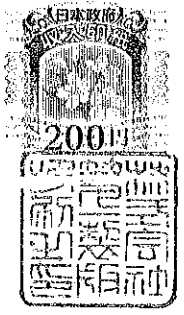
但 市議会だより(2020年3月議会)

2020年 3月 27日

上記正に領収いたしました

株式会社 第六製版印刷
通販事業部 ウエブプレス

〒 641-0036
和歌山県和歌山市西浜 1-660-421
TEL 073-423-9999



[Z]

を記入してください。

領 収 証

No 000136

市民ネット 吉波 様

金額

¥191,774※

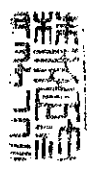
金額の内消費税 円也

但し 2020/4/5 分 折込チラシ 印刷
上記の金額正に領収致しました その他 (

2020年 3月 30日

株式会社 朝日オリ印刷大阪

〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島ビル19階
電話 06(6226)1290(代) FAX 06(6226)1391



※金額の訂正したもの、また社印および受取人印(またはサイン)のなきものは無効とします

整理番号 |

商品情報

個別商品ID	WP037114
商品名	B 3 チラシ
種別	表 4 色/裏 4 色
納期	1営業日納期
用紙	コート<87kg>
断裁	
部数	38000
価格	178,900円
オプション	見本10部：クロネコDM便/
ご注文日	2020-03-27
発送日	2020-03-30
商品のタイトル	市議会だより（2020年3月議

(株) 朝日オリコミ大阪様

折込 お願い

吉波伸治 (〒630-0121 生駒市北大和3-2-7)

【1】折込サイズ B3 (両面)

【2】「市議会だより (2020年 3月議会)」 37900部

【3】折込の新聞・エリア

(1) 朝日新聞	①生駒北	4700
	②生駒南	5250
	合 計	9950
(2) 毎日新聞	①北生駒	
	②生駒	6000
	③東生駒	2100
	④生駒中央	
	⑤学園北	1200
合 計	9300	
(3) 読売新聞	①生駒	3750
	②生駒北	2750
	③東生駒	1500
	④学研登美が丘	1400
	合 計	9400
(4) 産経新聞	①生駒	3050
	②東生駒	1400
	③生駒NT	900
合 計	5350	
(5) 日経新聞	生駒市	3900
(*) 総合計		37900

(以上、よろしくお願いします。)

整理番号 2
(折込新聞
ととどIリ?)



市議会だより (2020年 3月議会 速報)

生駒市議会 市民ネット 吉波伸治よしのみのぶはる

発行人：吉波伸治

〒630-0121 生駒市北大和3-2-7

TEL&FAX：0743-84-4355

(市民ネットの「市議会だより」は、政務活動費を活用して作成・配布しています。)

「生駒市政」のあり方

～「市民の願い・声を真摯に受けとめる市政」に！～

【1】新年度予算の審議・採決

この3月27日に閉会した3月定例議会では新年度予算が審議・採決されました。

＜審議・採決の過程概略(すべて3月)＞

- 予算委員会(11～16日) 予算審査(議員と理事者側との質疑応答)
- 予算委員会(18日) 予算の委員会採決
- 再開本会議(24日) 市長は予算を撤回、見直し予算を上程
- 予算委員会(同) 見直し予算審査(議員と理事者側との質疑応答)
- 最終予算委員会(26日) 見直し予算の委員会採決
- 最終本会議(27日) 見直し予算の討論・採決

＜過程の詳細＞

(1) 18日の予算委員会

＜1＞予算の一部修正を求める、次の2つの修正案が提出されました。

- ・修正案1・・・次の5つ削減
 - ①市政について識者からアドバイスを受ける事業(56万円)
 - ②市政50周年記念準備事業委託金(200万円)
 - ③地域コミュニケーション活動推進補助金(250万円)
 - ④インバウンド推進事業委託料のうちのアドバイザー契約料(37.5万円)
 - ⑤給食センター改修設計委託料(3000万円)
- ＜削減すべき理由：①～④は、有効性・必要性・コスト合理性が低位または不透明な不急のもので、④は、唐突な計画変更(2センター方式から単独センター方式へ)への予算措置であること。＞

・修正案2・・・修正案1の内容のうち⑤のみ

＜2＞採決(委員長・議長は採決に加わらず)

賛成12・反対10で、修正案1が可決

(2) 24日の再開本会議(議長は採決に加わらず)

＜1＞予算委員会での修正案1の可決を受け、市長は予算の撤回を求め、その件を採決

賛成16・反対7で、撤回承認が可決

＜2＞予算撤回承認を受け、市長は修正案1の内容を部分的に取り入れた次のような見直し予算を上程

修正案1が挙げた①・④・⑤は削減、同②は半額(100万円)を残し、同③は全額を残す。

(3) 26日の最終予算委員会

＜1＞見直し予算が残したものの全部を削減する修正案が提出される。

＜2＞採決(委員長・議長は採決に加わらず)

賛成9・反対13で、修正案否決
賛成13・反対9で、見直し予算が可決

(4) 27日の最終本会議(議長は採決に加わらず)

賛成14・反対9で、見直し予算が可決

【2】反対討論

27日の最終本会議において、採決に先立ち、見直し予算について、以下の反対討論をおこないました。

3月18日の予算委員会における、修正案1の審査の中で、同案提出委員は次のように説明しています。

「経済的にもこれから本当に厳しくなってくる。であるならば、例えば、幼稚園の保護者に対する補助であったりとか、さまざまその他市民生活に直接、または、弱者に対して直接的に補助する内容を持つものに十分に予算を充足すべきというふうに思います。」

以上、一部、話しことばを書きことばに直していますが、この、理事者側も聴いていた説明内容も含めた修正案1の趣旨

重要議案の場合、採決に先だって、反対・賛成の順に、交互に討論がおこなわれます。



議会コンシェルジュ

は、予算は将来的な財政難を回避することに配慮したものでなければならぬが、そのためには、本当に援助を必要としている市民、例えば、幼稚園の保護者や弱者を支援するものである一方、不要不急のものには特段の理由がない限り税を投入しないものでなければならぬ、ということであると考えます。

かかる趣旨をも含む修正案1が、予算委員会採決で可決されたことで市長は反省を迫られ、一たん予算原案を撤回し、修正案1を踏まえて見直し予算を上程しました。

おりから、議会開会中の3月9日に、幼稚園の保護者から「公立幼稚園の預かり保育料値上げの撤回」をお願いする1299人の署名が市長あてに提出されました。

修正案1の趣旨を踏まえて反省すれば、当然に、見直し予算は幼稚園の保護者を支援するために、署名の願いを反映したものになっていたはずですが、そうはなっていませんでした。

24日の見直し予算を審査した予算委員会で、修正案1の提出委員は、見直し予算に預かり保育料の見直しが含まれていないことを質したところ、教育長は、その件は翌25日に開催の教育委員会で はかることになっていると答えました。

しかし、教育長は、翌日の教育委員会に、さほど保護者の負担軽減につながらない案は提出したものの、預かり保育料の値上げ撤回をはかることはありませんでした。

こうして、見直し予算も見直し前の予算と同様に、本当に援助を必要としている市民を支援するものではなく、一方で、不急のものに税を投入するものです。見直し予算は、公立幼稚園の預かり保育料値上げによる150万円程度と思われる税収入分を市政50周年記念行事関連予算100万円に充当しているという構図になっているとの見方ができます。

公的支援から取り残されたとして預かり保育料値上げで泣いている幼稚園児の保護者の涙を踏みつけて、お祝いのイベントとするということです。涙する保護者がお祝いイベントを見せつけられてどんな気持ちになるのでしょうか。この討論文を考えていた3月25日の朝日新聞に育児経験のある女性記者が次のように書いていました。

「育児のキツさの根源は『正解』がわからないこと。なのに次々

と決断を迫られ、責任を全部背負わなければならない。

このように、必要あれば戦場に飛び込む覚悟をしているジャーナリストにとってさえキツイ子育てをしている保護者を支援するどころか、逆に苦しめる予算にはどうも賛成することはできません。

だれ一人取り残さない目標を掲げるSDGsを推進するとしながら、1299人の市民を取り残しているのが今の生駒市であり、見直し予算です。

よって、本予算に反対いたします。

【3】【2】の反対討論で述べた『公立幼稚園の預かり保育料値上げの撤回』をお願いする署名

(1) 署名の趣旨

昨年10月の国の幼保無償化を機に、生駒市は公立幼稚園の「預かり保育料」の値上げをされました(※)。この値上げによって子育ての負担が増えたという声を聞きます。預かり保育の利用者が激減し、園児のお友だち同士が遊ぶ機会が減ったと聞きます。預かりをしづらくなり子育ての負担が増えたという声も聞きます。より子育てをしやすい街になるために幼稚園の預かり保育料の値上げに反対いたします。昨年10月以前の料金に戻してもらうよう、公立幼稚園の預かり保育料の値上げの撤回をお願いいたします。

(※) <吉波注>預かり保育とは、教育時間終了後も希望に応じて園児を預かる保育。その料金は、保護者が月に64時間以上就労している場合など「保育の必要がある」と認められた場合は所定額まで無償となるが、そうでない場合、生駒市では、昨年9月までは1日1回(2時間まで)300円であったのが、1時間300円となった。これは、子育てで苦勞している保護者に経済的な負担増のみならず、自分たちは公的支援から取り残されたという精神的な苦痛をもたらしている。



(2) 署名提出の報道記事

生駒市の預かり保育値上げ 市民、撤回求め反発 1200人分署名を提出へ

生駒市が、市立幼稚園の教育時間終了後も希望に応じて子どもを預かる「預かり保育」の利用料を値上げしたことがあって、反発の声が上がっている。「1日1回(2時間まで)300円」が「1時間300円」になり、負担感が増えたためだ。子育て中の保護者ら約10人の市民有志が9日に、約1200人分の署名簿を添えて市に「値上げ撤回」を求める。

値上げされたのは、幼児教育・保育の無償化が始まった昨年10月。市教育委員会の会合や保護者向けの配布資料などで、人件費の負担や消費税などが理由と説明されていた。

例えば、預かり保育を1日当たり2時間で週5日利用すれば、昨年9月までは1500円だったが、10月以降は3千円に(生活保護世帯などは減免)。2千目は半額になるなどの「多子減免」もない。

ただし、保護者の仕事、出産、看護・介護などの事情で「保育の必要がある」と認められた場合は、子ども1人あたり月額1万1300円まで無償になる。だが、認められる要件の一つに「週に3日以上かつ、1カ月に64時間以上労働していること」とある。保育所の入所基準に準じたものだ。署名活動をした市民有志の一人で、3人の子もを育てながら働いている女性には「子育てと仕事を両立させるだけでもたいへんで、64時間以上働くのはとても無理」と嘆く。

さらに、この女性は「預かり保育の利用時間を少しでも超過したら、1時間分の3000円を徴収する」と園側から伝えられ、預けるのをためらうようになったという。「その分、子どものそばにいてあげなければならぬ時間が増え、自分のための時間がほとんどなくなりました」

別の市内女性は今月2月、利用料を元に戻すよう求めて市議会に陳情書を提出した。幼保無償化で負担軽減になると期待していたが、「便乗値上げと感じ取れる(預かり保育の)料金設定は、一般家庭には負担が大きすぎる」と指摘。「市民の意見がもっとく反映されておらず、問題がある」と疑問を投げかけた。

市子ども課の担当者は、「預かり保育の制度を持続させるために一定の負担をお願いしている」と説明。幼稚園は保護者に寄り添った対応をしているとして、「状況を見ながら見直すべきところは見直すことになっており、実態の把握に努めている」と話している。(伊藤誠)

署名活動をした市民有志代表の辰巳綾子(38)は、応じた中田好昭教育長らに「子育て支援とは、母親や父親の負担を減らすことだと思う。心にゆとりをもち、笑顔で子どもたちを育てたい」などと語った。中田教育長は「重く受け止める。すべてに添えるのは難しいかもしれないが、早急に検討したい」と話した。(伊藤誠)

【4】「市民の願い・声を真摯に受けとめる市政」に

『公立幼稚園の預かり保育料値上げの撤回』をお願いする署名(以下、「署名」といいます)は、わずか10日間ほどで1299人分も集まりました。それは、預かり保育料値上げ撤回への、「署名」を集めた方々の必死の思いと市民の強い願いを示しています。

1299人というのは、生駒市の有権者(3月1日現在で98213人)の約75分の1です。署名収集期間が1か月であれば、単純計算で有権者の25分の1となります。地方自治法では、1か月の間に有権者の

50分の1以上の直接請求署名を集めれば、市長に条例制定を請求できるとしていますから、「署名」は条例制定できるぐらいの強いもつたものといえます。そんな「署名」に込められた、市民の願いや声に市長はなぜ速やかに対応しようとしないのでしょか。

「署名」が提出されたのが、この3月9日であり、その願い・声を見直し予算・見直し予算に反映させるのは時間的・タイミング的に困難でした。しかし、3月25日の教育委員会では、教育長は預かり保育

料の値上げ撤回をはかることができたのには喜んでました。

残念ながらこの3月議会中には、「署名」に込められた市民の願いは実現されませんでした。今後、市長・教育長に、「署名」の願いに早急に

応えさせることをはじめ、市民の願い・声を真摯に受けとめる市政を実現していくよう、市民の皆様とともに努めてまいります。

「生駒市議会」のあり方

～「市民の生命・健康、国の安全保障を守る市議会」に！～

【1】主要農産物種子法にかわる県条例の制定等を求める意見書

この3月27日に閉会した3月定例議会では、表題の意見書を奈良県に提出すると議案を提出しました。

＜その文面＞

平成30年4月、主要農産物種子法（以下、「種子法」という）が廃止された。

種子法は、稲、麦及び大豆の優良品種の品種開発並びに安定供給を行うために国や都道府県の責任を規定したもので、計画的に種子を生産し地域の特性にあった優良品種が安価に農家へ供給され、農業者には優良で安価な種子が、消費者には安心でおいしい米などが安定的に供給されてきた。

しかし、種子法廃止で都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の法的な裏付けがなくなり、生産の不安定化、種子価格の高騰並びに地域の特性に合った品種開発の断絶及び地域の共有財産である種子の独占による弊害が懸念されている。

奈良県は種子法廃止に伴い、種子生産に関する審査及び証明業務を奈良県米麦協会へ移管したが、他県では種子の開発及び生産等を奨励する独自条例を制定する自治体が増えている。

将来にわたって奈良県の農家が安心して生産及び供給を続け、消費者の食の安全の根幹である地域の農業を守るためには、これまでの種子法に基づいた奈良県の取り組みが後退しないように、予算措置の確保とその法的裏付け等、万全な対策が求められる。

以上の趣旨から、奈良県に対し、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 種子法廃止に伴い、奈良県米麦改良協会へ移管した種子生産に関する審査、及び証明業務を奈良県に戻すこと。
2. 種子法によって守られていた種子開発、生産及び供給の体制を維持するために県条例を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【2】賛成討論

24日の本会議で、採決に先立ち、以下の賛成討論をおこないました（一部添削しています）。

私たちが毎日食べている穀物や野菜は元をたどると作物の種子が源になっています。つまり、種子は、人間の生きる力の根元です。その種子が今、脅かされています。

かかる状況は、主要農作物種子法、通称種子法の廃止が17(H29)年4月に国会で可決され、翌年4月に施行されたことによるものです。種子法は、終戦間もない52(S27)年5月に、米・麦・大豆という主要農作物の優良な種子は国民を飢えさせないための食糧確保に不可欠であり、公共財として守っていかうという目的で制定されたもので、国や都道府県に対し、主要農作物の優良な種子の開発・生産・管理・保存・供給を民間に委ねることなく国・自治体自らが直接に責任をもって遂行することを義務

付けた法律です。言い換えると、日本の農業の命運をにぎる、米・麦・大豆の多様性・高品質性・生産供給持続性・安全性・合理的価格性を守り向上させるための公的規制をおこなう法律です。

「規制」には経済的規制と社会的規制がありますが、関税等の経済的規制は、自由経済を進めることで企業の経済活動や消費者の良好商品の獲得を促せるという観点から緩和することがあり得るとしても、社会的規制は、一国の歴史・自然・文化のほか、公共財、つまり公共の財産を守るものであり、その緩和は決しておこなってはなりません。社会的規制の緩和は、一国の歴史・自然・文化・公共財を破壊する亡国の道といっても過言ではありません。日本という国を愛するのであれば、決してできないことです。

さて、種子法がある限り民間企業の種子ビジネスへの参入が困難であるとの理由から、主要農作物の種子の開発・生産・管理・保存・供給を国内外の民間企業に委ねてもかまわないようにするため、種子法が廃止されました。しかし、これは、主要農作物の優良な種子の開発・生産・管理・保存・供給、つまり、優良な種子の持続可能性の維持向上は自らが直接に責任をもって遂行しなければならないという、国や自治体の任務を放棄させるものです。

その任務が放棄されていくに伴って、種子の開発・生産・販売という種子ビジネスへの国内外の民間企業の参入が進んでいくことになります。そして、熾烈なビジネス競争が展開され、究極的には、それに打ち勝ったグローバル企業が、日本における種子市場を独占し、多様性・品質性・安全性を無視し営利のみを重視して開発・生産した種子を独占価格で販売し、それを買わねば農家は農業をやっていけないという状況が将来することになります。日本の農業の発展が目的でなく莫大な利益をあげることが目的でビジネス展開するグローバル企業が開発・生産・販売する種子は、遺伝子組み換え技術で開発された安全性を無視した種子であり、農民に毎年買わせるための単年出芽の非循環型種子であり、最低コストで効率よく生産できる少種類の種子です。農業に強い種子を開発・生産して農業とのセット販売もおこなわれるでしょう。また、儲かる少種類の種子しか生産・販売されないことで種子の多様性が失われ、病虫害や干ばつ・水害等自然災害のリスクに備えることも不可能になってしまいます。

こうして、長い年月をかけて日本の農業の従事者・関係者が努力して開発・生産・管理・保存・普及させてきた、高品質の、安全な、合理的価格性を持った、地域に根差した、地域の人々や国民に愛されてきた、多様な種子が

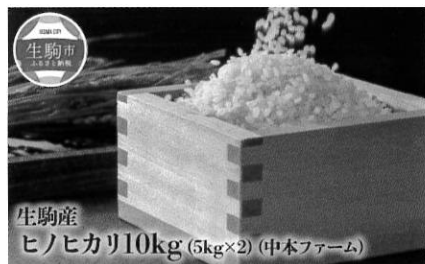


瑞穂（みずほ）の国の歴史・文化・農業を守ろう！

失われていくでしょう。古来瑞穂みずほの国といわれてきたことにふさわしく、日本にはおいしい食用の米、日本酒の原料となる酒米合わせて900種類以上の米が全国各地で栽培されているとい

われています。これらが消えていくこととなります。食べ物は歴史・文化です。地域で開発された種子から生まれた米・麦・大豆が育つ農村の風景は日本固有の景観です。地域固有の種子は公共の財産です。これらが消えていくこととなります。同じ種子を何代も使用して農作物栽培すると品質は劣化するので、植え付けに使用する良質な種子は絶えず育成しなければなりません、そのノウハウ・知見やそれを持つ人材も失われていきます。

生駒のお米は、県奨励品種のヒノヒカリです。父に「越南17号のコシヒカリ」、母に「愛知40号の黄金晴こがねばれ」をもつ品種で、近年でこそA



(生駒市HPより)

ランクに落ち着いていますが、平成24年から27年まで4年連続で食味ランクで特Aを受賞している非常に評価の高いお米で、生駒のふるさと納

税のお礼の品にもなっています。しかし、このままでは、この生駒自慢の米も消えていくでしょう。

また、グローバル企業が市場を独占することは、その企業がなんらかの理由で種子の供給をストップすれば日本の農業は壊滅し国民が飢餓に見舞われるという、暗黒のシナリオも決して絵空事とはいえないことを考えれば、グローバル企業の市場独占は、食糧自給率の低い日本の安全保障をなきものにすることであるともいえます。

「種子が消えれば食べ物も消える。そして君も」——これはノルウェー最北のスヴァールバル諸島の最大の島であるスピッツベルゲン島に建設され2008年2月に操業開始した「食糧のノアの箱舟」と呼ばれる国際的な種子貯蔵庫が創設された際に発せられたメッセージです。人間は、食料のすべてを直接あるいは間接的に植物に依存している。つまり、種子によって生かされているのです。

最近、「未来への大分岐」という書物がベストセラーとなっています。日本の農業も今、未来への大分岐に立っています。

日本で流通大手のイオンやセブン&アイ等さえも駆逐してしまうのではないかとこの危惧の声があるアマゾンという流通分野のグローバル企業があなどれないように、農業分野のグローバル企業もあなどることはできません。その一国の農業をも支配できる力から、生駒の農業、奈良県の農業、日本の農業を守るためには公的社会的規制が必要です。

以上に述べたように、種子法の廃止は重大な脅威を日本の農業にもたらすことになりました。それを深刻に受け止めた多くの道県は、その脅威を取り除くため、種子法にかわる主要農作物の種子を守るための条例を制定しています。今年2月4日の日本農業新聞は次のように伝えています。

種子法廃止を受け、これまでに11道県が種子法に代わる条例を制定・施行し、4県もすでに制定し今年4月より施行する。更に、8県では制定に向けた動きがある。加えて、2つの県で条例提案の動きがある。

このように、全国の多くの道県が、種子法に代わる条例を制定・施行して、主要農作物の種子を守ろうという体制づくりを行っているにもかかわらず、奈良県は、種子法の廃止を受けて、種子を公共財として直接に農業試験場等の県営の農業施設や農業関係機

関を活用して守っていくという姿勢を放棄したかのように、大阪府や和歌山県と共に、種子生産に関する審査・証明業務を外郭団体、奈良県の場合は米麦改良協会に移管してしまいました。奈良県においては、かかる県民が納得できない軽率な行為は改めていただき、奈良県の地域で生まれ地域で愛され地域に根付いた優良な種子を守るべく、種子法に代わる条例を制定・施行すべきです。まだ間に合います。間に合ううちに、種子を守る、ひいては県民の生命・健康を守る体制づくりをおこなわなければなりません。

以上のことを根拠・理由として、本議案に賛成いたします。

【3】採決の結果

◆令和2年3月定例会 3月24日◆											
賛成				反対				退席			
11				12				0			
山下 一哉	中嶋 宏明	中尾 節子	梶井 恵子	加藤 裕美	上村 京子	神山 聡	改正 大祐	松本 守夫	片山 誠也	沢田 かおる	山田 耕三
恵比須 幹夫	成田 智樹	吉村 善明	竹内 ひろみ	浜田 佳貴	塩見 牧子	中浦 新悟	吉波 伸治	伊木 まり子	白本 和久	福中 真美	

(生駒市議会HPの録画配信より)

採決結果は議員の解答用紙。採点者は市民。採点して評価し、議員の成績表(通信簿)を作成していきましょう!

<採点評価基準(例)>

(1) <地方議員に求められる「Think Globally, Act Locally シンク・グローバリ、アクト・ローカリー(地球規模で考え、足元から行動せよ)」の立ち位置にたっているかどうか>この議案の場合は、グローバル企業によるモノカルチャー(単一栽培)の押し付けによる途上国等の生活・文化の破壊等が世界的な問題になっていることについて考えることが出来、地方自治体にそのような脅威から農業を守る体制作りを働きかけようとしているかどうか。

(2) <正しい判断力・理解力を持っているかどうか>この議案の場合は、生駒市・奈良県・日本の歴史・自然・文化・公共財を破壊する脅威が生じているとの、また、日本の安全保障が脅かされようとしているとの判断力・理解力を持っているかどうか。言い換えると、「たかが種たねのこと」等と思ってはいないかどうか。

(3) <優れた見識を持っているかどうか>この議案の場合は、種子は人間の生きる力の根元であるからこそ、それを守るために多くの道県が危機意識をもって種子法廃止に代わる条例を制定しているとの見識を持っているかどうか。

(4) ヒノヒカリという自慢の米が育つ郷土生駒や古来瑞穂の国と讃えられてきたわが国を愛する心を持っているかどうか。

【4】まとめ

残念ながら、生駒市・奈良県の農業を守るための意見書は否決されてしまいました。が、めげずに、農業を守り発展させるとともに、生駒市議会が「市民の生命・健康、国の安全保障を守る議会」となるよう市民の皆様と共に努めてまいります。

なお、政府は、この3月3日に種苗しゅびょう法改訂案を閣議決定し、今国会に提出し来年4月の施行を目指しています。これは日本の農業に更に脅威を呼び込むものであり、日本の農業を守る努力が一層求められています。